破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２０号
栃木県佐野市田島町167番地９、前住所栃木県佐野市上羽田町982番地
破産者　阿部　秀史
１　決定年月日　平成22年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第６７号
栃木県足利市利保町１丁目２番地１　県営新山団地５―15
破産者　武井　儀雅
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第４８７号
群馬県前橋市西片貝町２丁目176番地１グランドハイツ西片貝211号
破産者　浅井　　晃
１　決定年月日　平成22年６月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５５９号
愛知県春日井市知多町３丁目130番地　長縄ハイツ301号
破産者　佐藤　芳男
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３９号
堺市南区原山台１丁５番１―309号、前住所和歌山県岩出市尼ヶ辻26番地の13
破産者　小椋　春男
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
大阪府羽曳野市向野510番地の１
破産者　東浦　　清
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
堺市南区原山台５丁１番21―205号
破産者　大塚　　浩
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
奈良市鳥見町４丁目３番地の１　富雄団地49―501号
破産者　川谷　伊織
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
奈良市法蓮町252番地の５
破産者　西本　　了
１　決定年月日　平成22年７月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１号
栃木県那須塩原市東町12番１号
破産者　麓　　幸雄
１　決定年月日　平成22年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３２号
栃木県那須塩原市東町12番１号
破産者　麓　　久子
１　決定年月日　平成22年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１３２号
埼玉県児玉郡上里町大字大御堂1138番地
破産者　北原美珍こと　蘇　　美珍
１　決定年月日　平成22年７月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２６０号
青森県南津軽郡大鰐町大字宿川原字川崎40番地
破産者　松岡　信子
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７８号
秋田県男鹿市船越字一向67番地１　介護老人保健施設たらちね、住民票上の住所秋田県男鹿市船越字那場掛46番地23
破産者　目黒エサ子
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２号
福島市御山字仲ノ町73番地の４
破産者　小川　文子
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
福島市仁井田字谷地南５番地の２
破産者　佐藤仁三郎
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５８号
福島県南相馬市原町区橋本町３丁目56番地の４、開始決定時の住所福島県南相馬市原町区国見町２丁目38番地の１
破産者　齊藤　浩平
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２７号
福島県白河市大桜岡前45番地６
破産者　薄井美智子（旧姓平山）
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第４３３号
山梨県甲斐市西八幡3591番地１　メゾン八幡、申立時の住所山梨県甲斐市篠原3159番地11
破産者　小林　秀雄
１　決定年月日　平成22年７月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係